スポーツ基本法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百三十二号

スポーツ基本法施行令

内閣は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第二項及び第三十三条第一項の規定に基づき、スポーツ振興法施行令（昭和三十七年政令第百七十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条　スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（法第三十三条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）

第二条　法第三十三条第一項第一号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、国民体育大会に係るものにあっては文部科学大臣が、全国障害者スポーツ大会に係るものにあっては厚生労働大臣が、それぞれ定めるものとする。

2　法第三十三条第一項第二号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、都道府県が行う全国的な規模のスポーツ事業その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に必要な審判員の謝金及び旅費、通信運搬費その他の当該事業の実施に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月二十四日）から施行する。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

2　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又はスポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十二条に規定する体育館」を「、体育館」に改める。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

3　次に掲げる政令の規定中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）」に改める。

一　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十六条第一項第五号

二　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表スポーツ・青少年分科会の項第六号

財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○文部科学省令第二十七号

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、並びにスポーツ基本法並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、社会教育調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

社会教育調査規則等の一部を改正する省令

（社会教育調査規則の一部改正）

第一条　社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十九条に規定する体育指導委員」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十二条に規定するスポーツ推進委員」に改め、同条第十二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設置された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部改正）

第二条　オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「財団法人日本オリンピック委員会」を「公益財団法人日本オリンピック委員会」に改める。

（文部科学省組織規則の一部改正）

第三条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第四項中「スポーツ振興基本計画専門官」を「スポーツ基本計画専門官」に、「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第四条第一項の規定による基本的計画」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定するスポーツ基本計画」に改める。

附　則

この省令は、スポーツ基本法の施行の日（平成二十三年八月二十四日）から施行する。

○厚生労働省令第九十四号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同条第二項を同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第一項及び第二項の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条第一項中「別表第五の下欄」を「別表第五」に改め、同項ただし書中「別表第二の下欄」を「別表第五」に改め、同条第二項中「法」の下に「附則第五条第八項において準用する法」を加え、「最高限度額」を「限度額」に改める。

第百四十六条第二項中「法」の下に「附則第五条第八項において準用する法」を加え、「最高限度額」を「限度額」に改める。

第百五十条第一項中「平成二十三年八月」を「平成二十三年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月」に、「又は遺族年金」を「若しくは遺族年金」に改め、同項第二号中「の下欄」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の下欄」を削り、「労働者災害補償保険法」の下に「第八条の三第二項において読み替えられた同法」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。